

事務連絡  
令和6年3月29日

各 国 立 大 学 法 人  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
各 学 校 法 人  
放 送 大 学 学 園  
大学を設置する各学校設置会社

高等教育の修学支援新制度担当課 御中

文部科学省高等教育局  
学生支援課高等教育修学支援室

「機関要件の確認事務に関する指針（2024年度版）」について

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

高等教育の修学支援新制度では、「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」に基づき、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学・短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「確認大学等」という。）を対象機関とすることとしています。

この度、令和6年度の機関要件の確認事務の実施に向けて、「機関要件の確認事務に関する指針（2024年度版）」を策定しましたので、令和6年度の機関要件の審査を希望される大学等においては、提出期限等の詳細は後日改めて連絡いたしますが、まずは同指針の内容について関係部署で適切に共有し、御確認いただくようお願いいたします。

その際、今回の主な改正内容については、別紙1のとおり取りまとめましたので、併せて御確認願います。

また、機関要件が確認された後、変更等が生じた場合の届出手続は、別紙2のとおり取りまとめましたので、該当がある場合は、遺漏のないよう対応願います。

（参考）高等教育の修学支援新制度ホームページ

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

対象となる大学等の要件（機関要件）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410.htm)

（注）上記のホームページから、「大学等における修学の支援に関する法律・同法施行令・同法施行規則【機関要件の確認事務関係箇所抜粋】」、「確認申請書（様式）」、「機関要件の確認事務に関する指針（2024年度版）」、「機関要件の確認事務に関する指針（2024年度版）見え消し版」、「様式参考例」をダウンロードできます。

（本件問合せ先）

文部科学省高等教育局学生支援課

高等教育修学支援室（西尾・古閑・佐藤）

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3496・3351）

e-mail: kikanyouken@mext.go.jp

※問合せは、メールにてお願いします。

## 「機関要件の確認事務に関する指針（2024年度版）」の主な改正内容について

（各事項のローマ数字は、「機関要件の確認事務に関する指針（2024年度版）」の目次番号を記載）

## I. 機関要件の確認事務の概要

- 「高等教育の修学支援新制度の見直しについて（報告）」（令和4年12月14日高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議）を踏まえ、学校法人等の経営に係る要件（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第3条第2号に規定する基準）の改正内容を追記。（令和6年度の機関要件の確認審査より適用）

## II-1 確認申請書の様式

- 各学校（大学・短期大学・高等専門学校及び専門学校）が申請する確認申請書の様式を追加。

## II-2 確認申請書の記載要領

## 様式第1号

- 様式第1号（添付書類）について、学校法人等の経営に係る要件の改正に伴い、新たに「進学・就職率」欄を追加。（大学・短期大学・高等専門学校で直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満の場合、直近の「進学・就職率」を記載）

## 様式第2号の4-①

- （3）学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要について、
  - ・④進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関することの「就職者数」定義に「臨床研修医」を含めることを追記。
  - ・「高等教育の修学支援新制度の見直しについて（報告）」を踏まえ、新たに「総合知を育成するための学生の学びの充実に向けた取り組み」について追記。（該当があれば任意様式で記載）

## 様式第2号の4（別紙）

- 「前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数」等について、年度途中で支援区分が変更になった場合等を記載要領に追記。

## V. 確認の取消し

- 学校法人等の経営に係る要件を満たさなくなったことについて、やむを得ない事由として、学部等の設置や施設整備の戦略的な先行投資によるものであることが明確であり、収容定員に対する学生数が比較的安定的に充足し、資金の流出がない場合については、猶予の対象事由として取り扱うことを追記。

## 機関要件の確認事務に係る届出について

事項	概要	主な手続き
<p><b>確認要件を満たさなくなった場合</b></p> <p>【根拠規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修学支援法第9条第1項</li> <li>・ 施行規則第8条第1項</li> </ul>	<p>確認大学等の設置者は、<u>確認大学等が、確認要件を満たさなくなったときは、遅滞なく、その旨を機関要件確認者に届け出なければならない。</u></p>	<p>① 確認要件を満たさなくなった旨の届出（設置者）</p> <p>② ①の届出を受けた旨の公表（確認者）</p> <p>③ 確認を取り消した旨の公表（確認者）</p> <p>※確認を取り消された大学等の設置者は、取消しの日から起算して3年を経過した日以降でなければ、確認申請を行うことはできない。</p>
<p><b>確認を辞退する場合</b></p> <p>【根拠規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修学支援法第9条第1項</li> <li>・ 施行規則第8条第1項</li> </ul>	<p>確認大学等の設置者は、確認大学等に係る確認を辞退しようとするときは、<u>確認大学等に係る確認を辞退する1年前までに、その旨を機関要件確認者に届け出なければならない。</u></p> <p>※確認大学等を廃止する場合は、当該届出を行うこと。</p>	<p>① 確認を辞退しようとする旨の届出（設置者）</p> <p>② ①の届出を受けた旨の公表（確認者）</p> <p>※①から確認を辞退する日（確認大学等でなくなる日）の到来までの間に、更新確認申請の時期（毎年4～6月）が訪れた場合、機関要件確認者に更新確認申請書の提出が必要。</p>
<p><b>名称等の変更があった場合</b></p> <p>【根拠規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修学支援法第9条第1項</li> <li>・ 施行規則第8条第1項・第2項</li> </ul>	<p>確認大学等の設置者は、<u>確認大学等の名称及び所在地並びに設置者の名称及び主たる事務所の所在地に変更があったときは遅滞なく、その旨を機関要件確認者に届け出なければならない。</u></p>	<p>① 確認大学等の名称等の変更があった旨の届出（設置者）</p> <p>② ①の届出を受けた旨の公表（確認者）</p> <p>③ ①の届出内容の文部科学省への報告（確認者）</p>